

2008年度(第1回)

司法支援建築会議運営委員会議事録

(記録:事務局)

1. 日時: 2008年5月13日(火) 16:~17:30
2. 場所: 日本建築学会会議室
3. 出席者: 委員長 小野徹郎
委員 安達俊夫 有田桂吉 有馬 賢 池永博威 柿崎正義 斎藤賢吉
仙田 満 松原忠策 松本光平 山口昭一 (順不同、敬称略)

4. 提出資料

- 資料1-1 前回議事録(案)(2008.5.13)
- 資料1-2 第12回最高裁判所建築関係訴訟委員会ならびに第18回建築関係訴訟委員会分科会記録
- 資料1-3 鑑定人候補の推薦依頼
- 資料1-4 新委員紹介
- 資料1-5 建築紛争に関わる講演会の開催
- 資料1-6 会報(7号)の編集企画案
- 資料1-7 建築関係事件研究会の講師推薦依頼(東京地方裁判所)
- 資料1-8 「建築士のためのテキスト集合住宅を巡る建築紛争」刊行企画
- 資料1-9 (仮称)「建築フォーラム」開催企画

5. 審議事項

- ・委員長・委員自己紹介
2008年度初回につき小野新委員長の挨拶ならびに委員の自己紹介を行った。

・確認事項

1. 前回議事録(案)確認

- ・前回議事録案(2008.3.24)を確認のうえ承認した。

・報告事項

1. 第12回最高裁判所建築関係訴訟委員会ならびに第18回建築関係訴訟委員会分科会報告

斎藤専務理事から以下の報告がなされた、

最高裁判所建築関係訴訟委員会は、本会と最高裁判所が建築紛争について話し合うなかで構想された委員会で、正式には2001年6月公布の最高裁判所建築関係訴訟委員会規則で設置が承認された。現在建築と医療分野でこの委員会が設置され、建築訴訟の大所高所の議論を行っている。2005年6月に「建築関係訴訟委員会答申」が最高裁判所宛に出されている。この委員会には分科会が設置され最近は合同委員会として開催している。今回の議事内容の概略は以下のとおり。

1) 鑑定人候補者の推薦依頼について

平成19年度の当支援建築会議に寄せられた鑑定人推薦依頼件数は6件であり、うち3件については、資料を検討した結果鑑定が困難であるとの結論を出した。鑑定する建物が現存しない事例、限られた資料しかない事例、争点が複雑多岐にわたる事例である。当日の意見

として、争点が複雑多岐にわたる事案は組織として鑑定ができないかとの意見があった。裁判所が鑑定人を依頼する場合には自然人たる個人に依頼しているが、鑑定する専門分野が全く異なり両方をカバーする専門家がない事案があれば、その旨を裁判所に回答してもらえば今後どうするかは裁判所が検討するとことであった。

2)鑑定人の尋問について

鑑定書の内容に疑問点が出された場合には、書面で回答するのではなく、法廷で鑑定人尋問に応ずることも有りうるのではないかとの意見があった。この場合には鑑定人に対する攻撃的な質問が出された場合には裁判官の訴訟指揮が重要になる。

(関連意見)

- ・鑑定人が他の専門家に相談してもよいが鑑定報告書に名前が出るわけでもないし費用が出るわけではない。あくまで法制度上は表向きは一人である。これは裁判制度そのものの問題である。
- ・最近は訴訟そのものが複雑化しており個人の鑑定人ではなかなか対応が難しい。
- ・ある訴訟の中で複数の争点が明確に区分されていればそれぞれの争点ごとに鑑定人を立てることができる。

2. 各部会報告

1)調査研究部会

松本委員より、司法支援建築会議のHPに「失敗の博物館」を開館したので、是非ご覧いただきご意見をいただきたいことと、博物館に建築紛争に関する資料(建築雑誌・ハンドブック)を掲載することについては、次回の部会で検討するとの報告がなされた。

2)普及・交流部会

部会新委員の紹介

柿崎部会長から4名の新委員の紹介がなされた。

建築紛争に関わる講演会の開催

柿崎部会長より毎年1回開催している講演会は、今年は当支援会議と近畿支部共催で大阪で開催する方向で調整中であるとの報告がなされた。なお近畿地域で講演会を開催するにあたり近畿地区で司法支援の活動を積極的にされている鈴木計夫先生(元・大阪大学教授)に当支援会議運営委員会委員をお願いすることにした。

会報第7号の編集企画案

柿崎部会長より会報7号は8月末に刊行を目指して企画検討中であり内容の紹介がなされた。なお事務局より提案された以下の2件の企画案はページ数の関係もあるがなるべく掲載する方向で次回の部会で検討いただくことにした。

- ・調停委員・鑑定人経験者へのアンケート調査結果(05年、06年、07年調査)
- ・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会土地・住宅部会との意見交換(論点整理)記録(第1回、2回)

建築関係事件研究会の講師推薦依頼

柿崎部会長より東京地裁民事22部の酒井判事より、以下の建築関係事件研究会の講師推薦依頼があり、次回の部会で候補を検討するとの報告がなされた。

- ・7月9日(水): 建築基準法における集団規定
- ・10月15日(水): コンクリートの瑕疵とその調査・補修方法
- ・11月18日(火): 工事が第三者に及ぼす被害について

．審議事項

1．「建築士のためのテキスト - 集合住宅を巡る建築紛争」刊行企画書

柿崎部会長より日本建築士会連合会の依頼で作成している標記テキストの刊行企画書の説明がなされ、刊行委員会に刊行企画書を提出することが承認された。

2．（仮称）「建築フォーラム」の開催について

柿崎部会長より、毎年の全国大会の会期中に、全国の司法支援建築会議登録会員の交流の場となる（仮称）建築紛争フォーラムを開催し、支部の支援組織の萌芽となる活動を展開してはどうかとの提案がなされた。

これに対して大会会場外で開催し市民向けの内容としてはどうかとの意見が出されたが、今回のフォーラムの提案主旨とは異なることや支部地域の活動を活性化をしないと市民集めも難しいため、市民向け講演会は将来の課題とし、このフォーラムは当面学会会員や当会議会員を対象に支部地域の交流を促進する活動を展開することにした。

．その他

1．鑑定人推薦依頼

事務局より、当支援建築会議宛に最高裁判所民事局の花村良一第1課長より、鑑定人推薦依頼（担当裁判所：岡山地方裁判所）依頼があったとの報告がなされ、検討の結果支援部会（田中部会長）で検討頂いただき、次回の委員会で推薦結果を報告いただくことにした。

2．日本弁護士会連合会との意見交換会

事務局より、5月27日に開催される標記意見交換会の論点（地盤・基礎）について紹介がなされた。関連して意見交換会での建築側と法律側の補修に対する考え方の違いについて以下の意見があった。

（関連意見）

- ・弁護士からは瑕疵の修補の仕方が建築基準法に違反しているのはおかしい。新築でも修補でも基準は同じであるべきだとの意見があるが、理屈が通っているので反論しづらい面がある。
- ・学会が修補の基準を作るべきといわれるが個別ケースにより違いが有りすぎ難しいだろう。

．次回

7月11日（金）15時～17時

以 上